

令和7年度「プロダクト開発及び販路拡大支援」運営業務 募集要項

令和7年度「プロダクト開発及び販路拡大支援」運営業務を実施するにあたり、専門的な知識及び実績を有する事業者を対象に、公募型プロポーザル方式にて企画提案を募集し、受託候補者を特定するもの。

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度「プロダクト開発及び販路拡大支援」運営業務

(2) 業務内容

別紙、仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

(4) 委託料

10,010千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

2 応募要件

本業務への応募は、以下の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 当該業務に関して専門的な知識及び実績を有しているほか、従事者の守秘義務の徹底など、情報セキュリティに関して十分な体制を有している者であること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 応募手続き

(1) 全体スケジュール

内 容	時 期
公募開始	令和7年4月18日（金）
質問書提出締切	令和7年5月 2日（金）
参加意向申出書提出締切	令和7年5月 9日（金）
企画提案書提出締切	令和7年5月14日（水）
審査会（プレゼンテーション）	令和7年5月23日（金）
結果通知	令和7年5月中（予定）

※公募説明会は実施しません。

(2) 申込先（書類提出先）及び問い合わせ先

北九州市産業経済局中小企業振興課

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル 1F

T E L : 093-873-1433 F A X : 093-873-1434

メール：san-chuushou@city.kitakyushu.lg.jp

(3) 公募手続き

① 質問書の提出（質問がなければ提出不要）

- 提出期限：令和7年5月2日（金）17：00まで
- 提出場所：北九州市産業経済局中小企業振興課
- 提出書類：質問書（様式：別紙）
- 提出方法：電子メールにより提出すること。
- 回 答：5月8日（木）までに北九州市ホームページの本募集要項掲載ページ内に掲載する。

② 参加意向申出書の提出

- 提出期限：令和7年5月9日（金）17：00まで
- 提出場所：北九州市産業経済局中小企業振興課
- 提出書類：参加意向申出書（様式：別紙）
- 提出方法：電子メールにより提出すること。
- そ の 他：期限内に提出のなかった者は企画提案書を提出できない。

③ 企画提案書の提出

- 提出期限：令和7年5月14日（水）17：00まで
- 提出場所：北九州市産業経済局中小企業振興課
- 提出書類：ア 企画提案書（様式：別紙）
イ 見積書（様式自由）
 - ・仕様書に記載の事業内容に基づき、費目や単価、数量等を明確にすること。
 - ・金額は、積算内訳（単価及び数量）を明記するほか、別途、業務全体の諸経費、消費税（外税表示）を記載すること。
- 提出部数：企画提案書、見積書とも正本1部、副本6部
- 提出方法：郵送又は持参すること。※期限内必着
- そ の 他：・提出書類の返却はしない。
 - ・提出後の修正・再提出はできない。
 - ・期限内に提出のなかった者は辞退したものとみなす。

④ プレゼンテーションの実施

- 開催日時：令和7年5月23日（金）午後
詳細は、別途応募者に連絡する。
- 開催場所：北九州テクノセンタービル8階 808会議室
（北九州市戸畑区中原新町2-1）
- 内 容：企画提案書に基づき応募者が審査委員に対して説明
- そ の 他：プレゼンテーションに参加しなかった者、あるいは定められた時間に間に合わなかった者は、辞退したものとみなす。
ただし、天災等による交通手段の遮断など、真にやむを得ない理由があると認められる場合はこの限りではない。

⑤ 受託候補者特定

- 審査基準：別紙、企画提案評価項目のとおり
- 審査結果：結果については書面により通知する。

⑥契約締結

- ・受託候補者に特定された者は、委託契約締結に向け、市と事業内容の詳細について協議を行い、協議が整った場合は、契約を締結する。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについてはこの限りではない。
- ・受託候補者に特定された者と協議が整わない場合は、次点者と順次協議を行い、新たな受託候補者を特定のうえ、その者と協議が整った場合は、契約を締結する。
- ・契約保証金は契約額の100分の5の額とする。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- ・その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則等の関係規定の定めに従い処理する。

4 その他留意事項

- ・受託候補者の特定の有無にかかわらず、企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- ・企画提案書の提出後に、企画提案の参加資格を有しないことや虚偽の内容が記載されていたことなどが判明した場合、その提案は無効とする。
- ・委託料の支払いについては、業務完了報告等に基づく履行確認後、委託事業者からの正当な請求により支出する（確定払い）。
- ・契約締結後、「北九州市物品等供給契約競争入札結果等の公表要領」に基づき、件名、契約の相手方、金額等を市のホームページで公表する。